

意見提出者	東日本電信電話株式会社
1. 項目	学校教育で使用するコンテンツの利活用促進について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	著作権法上では、教師が自宅で録画をしたNHK等の放送番組を授業中に使用する場合は例外として許容されている。一方で、校内LANサーバに映像コンテンツを蓄積する等のネットワークストレージを利用する場合には、ガイドラインにおいて許容されていないことから、良質な教材の活用と学校におけるICT利活用の促進の弊害になっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第35条(学校その他の教育機関における複製等)において、「学校その他の教育機関において教育を担当する者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。」と規定されているが、著作権法第35条ガイドラインにおいて、「校内LANサーバに蓄積すること」は「授業の過程」における使用にあたらないと規定されている。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	情報通信技術の発達を背景として、学校等の教育現場における教育手法は多様化しており、学校教育で使用するコンテンツの利活用を促進するためにも、教育現場において、著作権保護の仕組みに対応したネットワークストレージであれば使用を認める等、制度・ガイドライン等の見直しを実施して頂きたい。